



水質検査成績書

水第 P61222-3 号

2024年8月28日

田柄町水道利用組合

様

水道法第20条第2項第4号(第49号)

建築物飲料水水質検査基準第56水第7号

一般社団法人東京都食品衛生協会

東京食品技術研究所

〒175-0083 東京都板橋区徳丸1-19-10

TEL 03-3934-6391 FAX 03-3934-5827

ご依頼の検体について、検査結果を次のとおり報告します。

試料名	専用水道水	受付年月日	2024年7月24日
採取者	依頼者	採取日時	2024年7月24日11時
採取場所	練馬区田柄2-34-14 No.7井戸		

No	検査項目	単位	検査結果	水質基準	定量下限値	測定方法(別表番号)
1	一般細菌	個/ml	0	100 以下	0	標準寒天培地法(別表第1)
2	大腸菌	—	不検出	検出されないこと	—	特定酵素基質培地法(別表第2)
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.003 以下	0.0003	ICP-MS法(別表第6)
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005 以下	0.00005	還元気化-原子吸光光度法(別表第7)
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	0.001	ICP-MS法(別表第6)
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	0.001	ICP-MS法(別表第6)
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	0.001	ICP-MS法(別表第6)
8	六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.02 以下	0.002	ICP-MS法(別表第6)
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04 以下	0.004	IC法(別表第13)
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	0.001	IC-PC吸光光度法(別表第12)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.0未満	10 以下	1.0	IC法(別表第13)
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.8 以下	0.08	IC法(別表第13)
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	0.1	ICP-MS法(別表第6)
14	四塩化炭素	mg/L	0.0005	0.002 以下	0.0002	PT-GC/MS法(別表第14)
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05 以下	0.005	PT-GC/MS法(別表第14)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.04 以下	0.001	PT-GC/MS法(別表第14)
17	ジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.02 以下	0.001	PT-GC/MS法(別表第14)
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	0.001	PT-GC/MS法(別表第14)
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	0.001	PT-GC/MS法(別表第14)
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	0.001	PT-GC/MS法(別表第14)
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6 以下	0.06	IC法(別表第13)
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02 以下	0.002	溶媒抽出-誘導体化-GC/MS法(別表第17)
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.06 以下	0.001	PT-GC/MS法(別表第14)
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	0.003	溶媒抽出-誘導体化-GC/MS法(別表第17)
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.002	0.1 以下	0.001	PT-GC/MS法(別表第14)
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01 以下	0.001	IC-PC吸光光度法(別表第18)
27	総トリハロメタン	mg/L	0.004未満	0.1 以下	0.004	PT-GC/MS法(別表第14)
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	0.003	溶媒抽出-誘導体化-GC/MS法(別表第17)
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.03 以下	0.001	PT-GC/MS法(別表第14)
30	ブロモホルム	mg/L	0.001	0.09 以下	0.001	PT-GC/MS法(別表第14)
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08 以下	0.008	誘導体化-HPLC法(別表第19の2)
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0 以下	0.01	ICP-MS法(別表第6)
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.2 以下	0.02	ICP-MS法(別表第6)
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.3 以下	0.03	ICP-MS法(別表第6)
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0 以下	0.01	ICP-MS法(別表第6)
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	10	200 以下	1	ICP-MS法(別表第6)
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.05 以下	0.005	ICP-MS法(別表第6)
38	塩化物イオン	mg/L	8.2	200 以下	1.0	IC法(別表第13)
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	57	300 以下	5	ICP-MS法(別表第6)
40	蒸発残留物	mg/L	140	500 以下	5	重量法(別表第23)
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2 以下	0.02	固相抽出-HPLC法(別表第24)
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001以下	0.000001	PT-GC/MS法(別表第25)
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001以下	0.000001	PT-GC/MS法(別表第25)
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002未満	0.02 以下	0.002	固相抽出-HPLC法(別表第28の2)
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.005 以下	0.0005	固相抽出-誘導体化-GC/MS法(別表第29)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	0.3	全有機炭素計測定法(別表第30)
47	pH値	—	8.0	5.8~8.6	—	ガラス電極法(別表第31)
48	味	—	異常なし	異常でないこと	—	官能法(別表第33)
49	臭気	—	異常なし	異常でないこと	—	官能法(別表第34)
50	色度	度	0.5未満	5 以下	0.5	透過光測定法(別表第36)
51	濁度	度	0.2未満	2 以下	0.2	積分球式光電光度法(別表第41)

判定	上記検査項目については、水道法水質基準に適合します。		
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号	水質基準	平成15年厚生労働省令第101号
検査期日	2024年7月24日 ~ 2024年8月28日	検査責任者	岡田 家秀
備考			

依頼者採取の場合、採取に係る事項その他の依頼者の申請により記載しました。

本成績書を転載する場合は当研究所の承認をお受け下さい。

依頼者採取の場合、採取に係る事項その他は依頼者の申請により記載しました。
本成績書を転載する場合は当研究所の承認をお受け下さい。



水質検査成績書

水第 P63598-3 号
2025年3月28日

田柄町水道利用組合様

水道法第20条第2項第1号(登録番号第49号)
建築物飲料水の水質検査東京都56水第7号
一般社団法人東京都食品衛生協会
東京食品技術研究所
〒175-0082 東京都板橋区練馬1-19-10
TEL 03-3934-5821 FAX 03-3934-5827

ご依頼の検体について、検査結果を次のとおり報告します。

検体名	専用水道水	受付年月日	2025年3月24日
採取者	依頼者	採取日時	2025年3月24日10時
採取場所	練馬区田柄2-34-14 No.7井戸		

No	検査項目	単位	検査結果	水質基準	定量下限値	測定方法(別表番号)
1	一般細菌	個/ml	0	100 以下	0	標準寒天培地法(別表第1)
2	大腸菌	—	不検出	検出されないこと	—	特定酵素基質培地法(別表第2)
38	塩化物イオン	mg/L	8.1	200 以下	1.0	IC法(別表第13)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	0.3	全有機炭素計測定法(別表第30)
47	pH値	—	8.0	5.8~8.6	—	ガラス電極法(別表第31)
48	味	—	異常なし	異常でないこと	—	官能法(別表第33)
49	臭気	—	異常なし	異常でないこと	—	官能法(別表第34)
50	色度	度	0.5未満	5 以下	0.5	透過光測定法(別表第36)
51	濁度	度	0.2未満	2 以下	0.2	積分球式光電光度法(別表第41)
			—以下余白—			

判定	上記検査項目については、水道法水質基準に適合します。		
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号	水質基準	平成15年厚生労働省令第101号
検査期日	2025年3月24日 ~ 2025年3月28日	検査責任者	岡田 家秀
備考			

依頼者採取の場合、採取に係る事項その他は依頼者の申請により記載しました。
本成績書を転載する場合は当研究所の承認をお受け下さい。